

平成29年度 千早赤阪村教育方針



千早赤阪村立学校給食センターイメージキャラクター
「りっそんくん」

千早赤阪村教育委員会

はじめに

千早赤阪村教育委員会
教育長 矢倉 龍男

本年度は、新学習指導要領の周知徹底期間にあたり、幼稚園では来年度より全面実施、小中学校でも一部の教科では来年度より先行実施が始まります。昨年12月には中央教育審議会より、その理念や枠組みが示されました。

新学習指導要領においては、今までの「何を学ぶか」という学習内容の見直しだけでなく、「どのように学ぶか」という学習の過程に重点が置かれています。

その中で、アクティブラーニング（能動的学修）の導入が大きな特徴であります。教員による一方的な講義形式の教育から、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた学習法であり、教わる学習から自らが進んで学ぶ学修へとのことであります。

先生方の中には「何を今さら」「もうすでに授業で実践している」と思われる方もおられるかもしれませんが、子どもたちがより主体的に、能動的に、協働的に学習する姿勢を確立していこうということでもあります。もちろんこれまでの学習が必要なくなるということではなく、学習と学修をバランスよく取り入れていくということでもあります。

村の子どもたちが自分の意見をしっかりとと言える。そして、自ら考え行動できる児童・生徒であるよう先生方の指導力に期待いたします。

村の子どもたちのために頑張りましょう。

『みんなが集う みんなで育む みんなで優しい みんなを結ぶ 一ちはやあかさか』

I 学力の向上と教育力の充実

- ① 学力向上の取組みの充実
- ② 言語活動の充実及び読書活動の推進
- ③ 英語教育の充実及び国際理解教育の推進
- ④ 情報活用能力の育成及び ICT 教育の効果的な活用
- ⑤ 障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育（支援教育）の充実
- ⑥ 学習習慣の定着と自学自習力の育成

II 豊かでたくましい人間性の育成

- ① 心の教育及び道徳教育の充実
- ② 食育の充実
- ③ 人権教育の推進
- ④ キャリア教育の推進
- ⑤ 幼児教育の推進
- ⑥ 体力・運動能力向上の取組みの充実
- ⑦ 郷土学習の推進

III 安全安心な学校づくりの推進

- ① 生命尊重の取組み
- ② いじめ防止
- ③ 虐待防止
- ④ SC、SSWの活用
- ⑤ 防災教育の推進
- ⑥ 食物アレルギーへの対応

IV 学校及び教職員の資質の向上

- ① 学校評価
- ② 学校評議員の活用
- ③ 幼・小・中一貫教育及び村立学校園の連携
- ④ 教職員の資質向上
- ⑤ 教職員の不祥事の未然防止
- ⑥ 労働安全衛生体制の充実

V 社会教育関係

- ① 生涯学習の充実
- ② スポーツ振興
- ③ 青少年の育成
- ④ 文化財の保全活用

I 学力の向上と教育力の充実

① 学力向上の取組みの充実

学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図り、主体的に学習に取り組む態度を養う。

学力・学習状況調査等の結果を分析し、村立学校の子どもたちの学力と学習状況を詳細に把握し、その成果と課題を明確にしながら「確かな学力」の育成に取り組む。

「確かな学力」の育成にあたっては、その目標を実現できるよう指導計画を立て、成果と課題を明確にしながら取り組みを進める。また、指導形態や指導体制を工夫し、学習規律の確立に努める。

アクティブスクール推進校の実践をすべての村立学校で共有し、各校において、PDCAによる学力向上の取組みの改良を行っていく。

授業方法等の工夫・改善を積極的に推進する。小学校においては「算数」、中学校においては「数学」「英語」の授業のうち、分割して少人数にする方がよいと判断した単元等は、少人数の学級に分けてきめ細かく指導を行い、理解の促進を図る。

また、村立学校の学力向上担当者会議を開き、それぞれの学力向上の取組みについて協議や実践交流を深める。

【学力向上の取組みについて、学校で重点的に取り組む内容】

○小中学校の連携を促進し、アクティブスクールの取組みを村全体で共有する。

5つの重点的に取り組む内容

- ①家庭学習の定着と質の向上……宿題の内容や量が適当か見直す。個別に対応できるものや、提出率を高めるための工夫などを検討する。
- ②自学自習力をつける……自学ノートの小学校からの導入を計画し、小中連携で自学自習の定着と質の向上を目指す。
- ③小学校英語の実施内容を見直す…先行実施にむけ内容の再構築をはかる。
- ④小学校で定期テスト練習……中学校の定期試験のようなことを試み、テスト前に自学自習をするやり方などを指導する。
- ⑤小学校独自の漢字検定の検討……漢字力を高め、語彙を増やし読解力の向上や言語活動の充実を図る

【小中学校において「授業の質を向上」していくための取組み】

○授業の質を向上するために取り組むこと

5つの重点的に取り組む内容

- ①授業規律の定着……各校の授業スタンダードを示し、学校全体で共有し実施する
- ②言語活動の充実(1)……話し合い活動を多く取り入れた授業を行う
- ③言語活動の充実(2)……ノート指導を行い、自分の考えを書き込むノートづくりを目指す
- ④めあてとふりかえり……授業の初めに「めあて」を示し、最後に必ず「ふりかえり」を行う。
- ⑤研究授業・公開授業……指導案を書いた研究授業の実施や、日頃から積極的に授業公開を実施し、教員同士で意見交流を重ね授業の質を向上させる。
特に管理職や首席、指導教諭などは経験年数の少ない教員の授業観察を行い指導する。

② 言語活動の充実及び読書活動の推進

言語活動の充実を目指し、聞く力、話す力、読み取る力、書く力の育成を目指す。

また、どの教科においても、日本語を用いて考えることを学習の基本ととらえ、自分なりの考えを持ち、ノートに書いたり、話し合ったり、発表したりする活動を大切にする。

学校における読書活動を継続して行い、読書習慣の定着を目指す。

始業前の朝読（朝の読書習慣活動）等を実施し、読書習慣を育むとともに、落ち着いて授業に臨む姿勢を養う。また、読書を通じて児童・生徒の知的好奇心を養う。

子どもたちの知的好奇心をくすぐるような新しい図書を図書室に積極的に配架し、図書室の利用を促進する。また、読み聞かせボランティア等の協力を受けて、より多くの子どもたちが図書室を利用するように働きかける。

③ 英語教育の充実及び国際理解教育の推進

英語を使える「こごせっ子」を育む千早赤阪村 English for Global Communication Program をもとに、幼稚園（4歳児クラス）から中学3年生までの11年間で、コミュニケーション力を重視した英語教育を実施する。

小学校の学習指導要領では、外国語活動は5、6年生において実施するところを、文部科学省教育課程特例校として、1年生から6年生までの全学年で実施する。ま

た、各学年のCAN-DOリストを作成し、学習到達目標を明確にする。さらに、中学校外国語科（英語）へスムーズにつながるように、小・中学校連携を進める。

村内在住の中・高校生を対象とした海外派遣研修を実施する。

千早赤阪村内の中学2年生、3年生、高等学校生徒の希望者を対象に、夏季休業中に海外派遣研修を行う。行き先は、昨年同様オーストラリア。現地では、ホームステイをしながら中高一貫校に通い語学研修やアクティビティを通じて海外での生活を体験する。



海外研修に出発するまでに、事前研修を行い、研修期間中に積極的にコミュニケーションが取れるように準備を

行う。また、帰国後の成果発表会を開き海外で学んだこと等について中学校全体に広げる。

海外での生活を通じて、広い視野や将来につながる夢や志を育む。



平成28年度海外派遣研修

Australia Centenary State High School

④ 情報活用能力の育成及びICT教育の効果的な活用

情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及する中、児童・生徒の情報活用能力を育むことが必要である。そのため、目的に応じて情報手段を適切に活用し、情報を収集、判断、処理する能力を高めるため、学年に応じた情報教育を積極的に行う。

通常の学習活動にICT機器を積極的に活用し、わかりやすく興味・関心を引く授業を実践するなど、授業の方法について工夫や改善を図る。また、新たな機器としてタブレット型端末や、操作が簡単な書画カメラ等を進んで活用する。

小・中学校において、PCを操作し必要な情報を収集・判断・処理する等の能力を

高める授業を行う。また、様々な教科領域において情報教育の取組みを進める。

I C Tの利用に伴い、自他の権利を尊重し自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど、情報モラルの育成に努めるよう指導する。

⑤ 障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育（支援教育）の充実

子どもたちの障がいの種別に応じた教室による個に応じた支援を実施する。

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行う。「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用する。

乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が行われるように、千早赤阪村「サポートノート」の積極的利用を進める。

障がいの診断や病名が分かっている子どもたちの理解促進と、幼稚園や学校で充実した生活を送れるように、介助員の配置や教室整備を行う。また、専門家を招聘して研修を行う。

また、比較的軽度の障がいがある子どもたちについては、通級指導教室にて障がいの状態に応じて教科等の指導を行う。

各校園の障がいを持つ子どもたちについては、支援教育コーディネーターを中心に、学校園全体でかかわり一人ひとりに応じた教育を進める。

⑥ 学習習慣の定着と自学自習力の育成

授業以外の学習活動を重視し、家庭での学習習慣の定着と基礎基本の学力の定着を目指し、各学年の発達段階に応じた課題を宿題として提供する。

宿題以外に、子どもたちが様々な教科の学習や課題に興味・関心を持ち、進んで学習に取り組む力を育むために、自学ノート(K G G ノート:くすのきぐんぐんノート)や大阪府が作成した「力だめしプリント」等を積極的に活用する。

放課後に自学自習の場を設け、学習支援員を配置して、自ら進んで学習に取り組む機会を提供する。また、家庭学習の定着を目指し、習慣づいていない子どもたちのサポートを積極的に行う。

Ⅱ 豊かでたくましい人間性の育成

① 心の教育及び道德教育の充実

子どもたちの豊かな人間性を育むため、学校園の教育活動全体を通じて、計画的、発展的に道德教育を行う。

あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが互いの気持ちや考えを伝え合うことを大切にするとともに、互いを認め合いながら自分自身に自信が持てるような自尊感情を育む取り組みを進める。

特に「道德の時間」については、その特質を十分に理解し、子どもたちが道德的価値及び自己や人間としての生き方の自覚が深められるように指導を行う。そのために、校長が道德教育の方針を示し、道德教育重点目標を明確にし、全教職員共通理解のもと教育活動全体での道德教育を進めていく。また、道德教育推進教師が中心となり、「道德教育全体計画」「年間指導計画」「他教科等との関連（別葉）」を作成し、道德の時間の充実をはかる。

平成30年度から完全実施となる「特別の教科である道德」に向けて、示された新たな道德の価値項目を積極的に導入していく。また、これからの道德に向けて、「問題解決的な学習」「体験的な活動」「情報モラルに関する指導」「現代的な課題」「ゲストティーチャーの招聘」「道德科の評価のあり方」など、移行期間中に新しい道德の内容について積極的に取り入れてみる。

村立学校園の職員研修として、道德教育の研究授業を実施し、幼小中学校の教職員が子どもたちの実態などに応じて討議し、各校での心の教育の充実を進める。

② 食育の充実

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせない。成長期にある子どもたちの健やかな体を作るために、規則正しい食生活と偏りのない栄養摂取は非常に大切である。

生きる上での基本として食育を知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置付け、教科等を横断して学校園の教育活動全体を通して実施する。

そのため、村立学校園では、充実した給食を提供するとともに、食に関する指導の全体計画を作成し食育指導を実施する。

また、給食に用いる食材については物資購入委員会を開き、安全な食材を選定し、毎月給食で使用する食材全ての産地について公表する。

野菜や果物を中心に、地元産の食材を使用することで、地産地消により旬の野菜果物を新鮮なうちに食べられるようにする。また、地域の伝統的食文化の維持と継承や、郷土学習の観点から、郷土料理に触れる機会を増やす。

【食に関する指導の目標】

- ・ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- ・ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身につける。
- ・ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身につける。
- ・ 食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。
- ・ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。
- ・ 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。



③ 人権教育の推進

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進していく。子どもたちが自他の権利を尊重し、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成を目指す。また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等を目指す人権教育に取り組む。

そのために、子どもたちの実態を踏まえ、発達段階に応じた内容で、体系的な人権教育推進全体計画を作成する。

人権意識を日頃の教育活動でも大切にし、支援を要する子どもたちに対する指導に当たっては、人権尊重の視点に立って、関係機関や専門家とも連携し、組織的な対応を推進する。

全ての職員が自らの人権意識を絶えず見つめ直しつつ、教育活動を行うように人権研修を実施する。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育を継承していけるように、広く研修の参加を進める。

④ キャリア教育の推進

子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、志を持ち、人生を切り拓くために必要な能力を育成する。

そのために村立学校園キャリア教育全体計画で統一性のある指導を行う。

目指す子ども像は「**高い志と向上心を持ち たくましさにあふれた こそせっ子**」とする。この目標を全ての教育活動で意識し、子どもたちが成長し社会に出るのに必要な「生きる力」を育む。そこで、子どもたちが将来の夢や希望をしっかりと描き、学ぶことや働くことへの意欲や目的意識をより確かなものとし、自己形成の基盤となる能力や態度を育成していく。

学校の特色や地域の実情を踏まえ、子どもたちの発達の段階にふさわしいキャリア教育をそれぞれの学校園で実施する。

なお、千早赤阪村キャリア教育全体計画は毎年見直しを行い、修正していく。

⑤ 幼児教育の推進

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものである。千早赤阪村立幼稚園では、3年保育の特性を活かし、3歳児、4歳児、5歳児それぞれの発達段階にあった幼児教育を進めていく。

保育活動では、子どもたちの自由な発想を大切にし、創意工夫をいかしのびのびとした表現活動を行う。毎日の活動で楽しく歌をうたったり、遊戯をしたりしながら、子どもたちの様々な活動に対して満足感を育む。また、体力づくりの活動を行い健康的な体を育む。また、自分のことを知ることや、他者とのかかわりを進めることで、自己肯定感の育成とコミュニケーション力の育成を進める。また、みんなで取り組む活動を大切にし、集団活動での達成感を育む。

働いていたり、家庭の事情等で迎えが遅くなったりするため、遅くまで子どもを幼稚園に預かってもらいたいという保護者の要望に応え、正規の教育時間終了後も引き続き在園児を延長して預かる「預かり保育」を実施する。

⑥ 体力・運動能力向上の取組みの充実

基本的な生活習慣の育成や、子どもたちの健康を増進していくために、体力づくりは大変重要である。「新体力テスト」等の結果分析により、村の子どもたちの体力の傾向と課題を把握するとともに、体育の授業・行事等の充実を図るなど、学校教育全体で子どもたちの体力づくりに取り組む。そのために、各校において「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を作成し、学年に応じた体力作りの活動を行う。

また、大阪府教育委員会が作成した資料や「元気アッププロジェクト事業」の趣旨を十分に理解し、体力づくりの取組みを積極的に行う。

⑦ 郷土学習の推進

郷土である大阪府唯一の村、千早赤阪村に愛着と誇りを持つ子どもたちを育てるために、積極的に郷土学習を行う。

歴史学習等で楠木正成について学んだり、身近な自然の金剛山や棚田に親しんだりすることを通じて、郷土への誇りを育む。また、地域の伝統文化に触れたり、現在の村の様子を学ぶ機会を持ったりして、千早赤阪村についての学習を進める。ゲストティーチャー等を招くなど、郷土学習の取組みを進める。

Ⅲ 安全安心な学校づくりの推進

① 生命尊重の取組み

全国的に子どもたちの自殺、事件・事故など子どもたちの生命を脅かす事象が起きている。そのため、自他の生命を大切にする心を育む取組みが重要である。

子どもたちの精神的な面も含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実に取り組む。

また、不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるように、日ごろから防犯意識を育む教育を行うとともに、訓練等を適切に実施する。

登下校の通学路の安全確保については、地元警察、道路管理者等関係機関と連携するとともに「子ども安全見守り隊」等地域のボランティアに協力いただき地域で子どもたちを守るという視点で安全確保に努める。

② いじめ防止

いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、子どもたちの生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「千早赤阪村いじめ防止基本方針」に基づき、いじめのない学校園をめざして取り組む。

いじめの未然防止、早期解決に向けて各校における「学校いじめ防止基本方針」をもとに、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識したうえで、教育委員会ははじめ全教職員が一丸となって問題に対応する。

いじめの実態については事実を正確に把握したうえで、迅速かつ適切に対応し、学校として対応した事例については必ず教育委員会に報告する。また、障害のある子どもたちへのいじめ等の人権侵害が生じないように、障がい者理解教育や支援教育活動を行う。

携帯電話やスマートフォン、携帯型ゲーム機器、PCなどによるネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の問題解決に対しては、子どもたちへの指導に加え、保護者への啓発活動等を積極的に行う。

いじめ等問題行動への対応については、「問題行動チャート」（平成25年8月大阪府教委）を活用し、学校として問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。また、日ごろから子どもたちとの信頼関係を築くととも

に、全教職員が一致した生徒指導体制のもと対応する。

毎月、各校園の担当者と教育委員会指導主事、村駐在所の警察官が集まり、千早赤阪村生活指導連絡会議を開催し、それぞれの学校園の情報交換を行うとともに、問題行動（いじめ、暴力行為、不登校等）について確認し教育委員会にて報告する。

③ 虐待防止

児童虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、児童虐待問題が深刻になっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、家庭児童相談員やSSW等の専門家と連携し、早期発見、早期対応に努める。

早期発見の観点から、子どものわずかな変化を見逃さないよう日ごろから注意を払い、職員間での情報交換に努める。そして、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター、教育委員会、村福祉部局へ通告し、継続的に支援していく。

④ SC、SSWの活用

子どもたちの問題行動や不登校の未然防止、また心のケアのための相談業務にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。

中学校には週1回スクールカウンセラー（SC）を配置し、生徒や保護者、教職員と相談や連携を行いながら対応を行う。

村立学校園に、週に1回スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置して、子どもたちの様々なケースについてケース会議を持ち問題行動の解決に努める。専門家の視点から様々なアセスメントやプランニングを教職員と共有し役割分担の下チームで解決にあたる。

また、村福祉部局と共に村立学校園の子どもたちの問題に家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、要保護児童対策地域協議会に参加する。

⑤ 防災教育の推進

東日本大震災等様々な自然災害の教訓を生かし、学校の実態に応じた自然災害から子どもたちの命を守るための取り組みを行う。避難訓練において、火災や地震というだけではなく、出火状況や地震の規模・震源地の状況などをより細かに想定した訓練を行う。また、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行うなど、子どもたちの生活環境に近い状況を想定した訓練をすることで、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図る。

防災の専門家に避難訓練の視察や指導等を通じて意見をいただき、村立学校園の防災教育の充実を図る。

村立学校園において防災計画を策定し、日ごろから教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図る。

また、災害に備えた危機管理体制等のあり方等について、各学校園教頭、教育課長、村役場防災担当者等が参加する防災教育実践委員会を開催し、村役場と学校園の防災体制の連携を深める。

⑥ 食物アレルギーへの対応

安全・安心で、確実な食物アレルギー対応に取り組むため、教育委員会において食物アレルギー対応委員会を設置し、基本方針を示し、学校を支援する。

また、府教育委員会の支援のもと、栄養教諭や養護教諭、教職員、医療関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通意識を強く持って組織的に対応する。

村立学校園においても「食物アレルギー対応委員会」を設置し、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定する。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画し、実施する。委員構成は、校長を委員長とし、教頭、首席、養護教諭、栄養教諭、保健主事、食育担当教員、及び関係学級担任等とし、必要に応じて学校医等による協力体制を整備する。

保護者や主治医との連携を図りつつ、異常がみられたときの対応をマニュアル化するなど迅速に対応できる体制を整える。

また、学校給食センターでは、子どもたち一人ひとりの食物アレルギーに対応した給食を提供する。

IV 学校及び教職員の資質の向上

① 学校評価

学校運営にあたっては、学校教育目標や経営方針等を教職員全体で共通理解し組織的に取り組んでいく必要がある。そのため、校長がリーダーシップを発揮し、学校園評価報告書のP D C Aを明確に示すとともに、全教職員がより良い学校にしていくために、常に学校の目指す方向性を意識して行動する。

学校運営の改善にあたっては、目標の達成度や計画の進捗状況について、自ら点検・評価を行う自己評価に加え、学校関係者評価等により保護者や地域住民等の意見をいかし、取り組み内容の向上を図るため、積極的にP D C Aを活用する。

各校園の取り組みを広く周知するために、ホームページを通じて、千早赤阪村学校園評価報告書を公開する。

② 学校評議員の活用

千早赤阪村立学校園の教育活動の充実を目指して、各校園に学校評議員を置く。

学校運営に学校評議員の意見を反映させるに当たっては、評議員が学校の状況を十分に把握することが大切であることから、教育活動・授業の参観や、教職員との対話・意見交換の機会を設けるなど、学校評議員との意見交換会の場を設ける。

「地域とともにある学校づくり」をめざし、学校評議員からの意見を今後の学校運営の充実のために活用する。また、学期に一度文書化し教育委員会へ報告する。

③ 幼・小・中一貫教育及び村立学校園の連携

千早赤阪村の次代を担う子どもたちの育成において、幼稚園、小学校、中学校の校種の違いによる意義を大切にしつつも、村の教育の連続性を重視した教育活動を村立学校園すべてで行う。

千早赤阪村立学校園において、様々な担当者同士による連絡会議を設け、各校における取り組みの交流を行い、連携を深める。

村立学校園の様々な学校行事等において、子どもたちの交流の場を設ける。

村立学校間における学習指導、スムーズな接続、教員間情報交流という点からも、教員の兼務「小学校専科教員」を活用し、昨年度同様「理科」において実施する。

また、村立学校園の教職員全員参加の研修を夏季休業中に実施し、各校園の実践等について情報交流を進め、村の子どもたちの課題について話し合う。それらの課題から、幼・小・中の系統立てた取り組み等について話し合い、一貫教育の推進に向けて連携していく。

④ 教職員の資質向上

多くの教職員の退職・採用が続く中、村立学校の教職員の指導力維持向上のために必要な研修を行う。また、教職経験年数の少ない教員の育成に学校全体でチームとして取り組むなど、日常的にOJTを推進することによって、教職員全体の指導力向上に努める。

首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーを育成するとともに、管理職の養成を進める。

大阪府教育センターの研修等の効果的な活用を積極的に勧め、継続的な人材育成に取り組む。

また、校内においては、各校園にて研修主任等が中心となり研究授業及び研究討議会を実施する校内研修を進めるようにし、必要に応じて指導助言者を招聘する。

校長及び教頭は「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の資質能力の向上に努める。

⑤ 教職員の不祥事の未然防止

教職員の不祥事防止に向けては、未然防止を図るため「不祥事予防に向けて自己点検」（大阪府教育委員会平成22年9月改訂）を用いて校内研修を行うとともに、常日頃から教職員へ教育公務員としての心構えを説き指導の徹底を図る。また、一人で抱え込まずに相談しやすい職場環境を醸成し、教職員の育成に努める。

体罰は法的に禁じられているばかりでなく、子どもたちの人権を著しく侵害する行為であり、決してあってはならない許されない行為である。その他、痴漢、盗撮等セクハラ行為、学年会計等公金の取扱いに係る窃盗行為、敷地内禁煙違反や服務規律違反行為等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われることを周知する。

⑥ 労働安全衛生体制の充実

労働安全衛生法に基づき、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、校長は職員の勤務時間を把握するとともに、職場環境の改善に努める。また、超過勤務等が一部の者に偏らないように努める。

教職員全体に対して就労時刻の理解を促進し、長時間労働を避けるように指導する。

各学校園で定時終業を心掛けるように日頃より管理職や首席等ミドルリーダーが教職員全体に声掛けを行い、長時間労働の予防に努める。また、実情に合わせて「N O 残業DAY」を設けるなど、長時間勤務の改善に取り組む。

【資料『不祥事予防に向けて 自己点検チェックリスト 改訂版』より一部抜粋】

- 仕事に対して、常に向上心を持って謙虚な姿勢で執務しているか。
- 児童・生徒に対して、常に明るく公平に接しているか。
- 保護者や地域住民に対して丁寧かつ誠実な態度・言葉遣いで対応しているか。
- 体罰が人格を傷つける行為であり、児童・生徒の人権を侵害する行為であることを認識しているか。
- 児童・生徒、保護者に関する情報は、個人情報であり、法令に基づく守秘義務があることを認識しているか。
- セクシャル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手が不快だと思うかどうか、相手の判断によるものであることを認識しているか。また、周りの者が見ていて不快に感じた場合にも成立することを認識しているか。
- 児童ポルノを扱った雑誌やインターネットに興味を持ち始めていないか。
- 現金を机の引き出しやロッカーなど、金庫以外の場所に保管していないか。
- 自動車や自転車等を運転する場合に、少しくらいの飲酒なら大丈夫という甘い認識はないか。
- 違法薬物の所持により、懲役刑などの厳しい罰則があることを知っているか。
- 承認研修・年次休暇等の事務手続きを適正に行っているか。
- 勤務時間外においても、信用失墜行為の禁止など服務義務を課せられていることを知っているか。
- 場に応じた適切な服装、言葉遣いをしているか。
- 勤務時間内に勝手に職場を離れると職務専念義務違反であることを認識しているか。
- SNS等に教職員として知り得た個人情報を載せることは、情報漏洩にあたりと認識しているか。
- 自分本位の指導観や画一的な指導に陥っていないか。
- 部活動において自分自身の感情をコントロールし、冷静に指導しているか。勝利至上主義に陥っていないか。
- 職務上知り得た秘密を安易に家族等に漏らしていないか。
- 常に公務員としての自覚を持って行動しているか。

全てにチェックが
付きますか？

V 社会教育関係

① 生涯学習の充実

村民の生涯学習に対する意欲にこたえるため、様々な専門分野の大学教授や地元の郷土史を研究している研究者、学芸員等が講師となって、歴史、文学、産業等の分野の専門性や千早赤阪村の特色を活かし、村民に関心のある講座（歴史講座、英会話教室）を開講する。

また、多種多様な学習に対する欲求にこたえるため、近隣の図書館、生涯学習施設などで開催される学習や交流の機会の情報提供の充実を図る。

さらに、村民の文化活動の成果の発表、交流の場として「ふれあい展・コンサート」を実行委員会形式で開催し、様々な文化活動の拡大、普及に努める。



ふれあいコンサート



ふれあい展



歴史講座

② スポーツ振興

人口減少、高齢化により村民だけのスポーツによる交流の機会が縮小傾向となっていることから、競技機会の増大のため、他地域との交流を進めたり、村民スポー

ツフェスティバルなどの村スポーツ関係団体主催大会を後援したりするとともに、村民の自主的なスポーツ活動を支援する。村民のスポーツ活動の際の安全確保、快適な活動環境の確保のため、社会体育施設を適切に管理するとともに、学校施設についても可能な限り一般の使用に供する。

さらに、高齢化の進展に対応して、スポーツ推進委員などとともに、それぞれのライフステージに応じたスポーツの普及に取り組む。

③ 青少年の育成

青少年がいじめや薬物中毒、虐待の当事者になることを防止するとともに、非行の芽を早期に摘み取れるよう、学校や警察、大阪府富田林子ども家庭センターなどの関係機関との情報共有に努める。

また、あいさつの励行標語コンクール、あいさつ運動など村青少年指導員連絡協議会の活動や、地域での村民による見守りなどの協力を得て健全育成を進める。

さらに、大阪府の「こころの再生」府民運動に協力し、地域が一体となって青少年を育成するとともに、国際的な視野を持つ人材の育成に努める。

④ 文化財の保全活用

一般社団法人千早赤阪村楠公史跡保存会と連携し、国指定史跡である楠木正成ゆかりの城跡の保全、補修のほか、神社や祭りなどの千早赤阪村固有の特徴ある資源の保存に努めるとともに、本村の歴史・郷土意識の高揚のため、調査研究や村立郷土資料館での企画展示を村民らと協働で行う。さらに近隣市町との協働により観光資源としての活用も図る。



下赤坂城跡

